

新商標法主要改正点解説

(2027 年 1 月 1 日実施)

2026 年 6 月 26 日付けで、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 23 回会議において、改正された商標法が可決された。今回の改正は、1983 年の施行以来 5 回目の商標法改正となる。改正後の同法は 2027 年 1 月 1 日より施行される。

改正点のまとめ

- 異議申立期間：3 か月から 2 か月へ短縮
- 周知商標保護の強化：中国で未登録の周知商標にもクロスクラス保護を拡大
- 「動きのある商標」の追加
- 登録商標の不適切な使用行為を規制
- 不使用商標等の職権取消の追加
- 悪意による商標出願行為への規制強化
- 損害賠償に対する不使用の抗弁（3 年）の基準時点：「訴訟提起前」と明確化

1. 異議申立期間：3 か月から 2 か月へ短縮

何人も、予備審査合格の公告日から **2 か月**以内に、異議を申し立てることができる。
今回の改正により、異議申立期間は現行商標法の「3 か月」から「**2 か月**」へ短縮された。
この改正により、ブランドのウォッチングや異議申立に関する書類を準備するための時間的余裕が減少し、従来の 3 か月を前提とした意思決定フローでは対応できず、2 か月での異議申立判断・書類準備が可能な体制構築が重要となる。さらに、申立人にとっては、ブランド保護の対応時間が圧迫される。
一方、商標使用ニーズを有する企業にとっては、商標権を早期に取得し、速やかな法的保護を確保することが可能となる。

2. 周知商標保護の強化：中国で未登録の周知商標にもクロスクラス保護を拡大

新商標法第 21 条によると、商品が同一又は類似ではない場合においても、他人の周知商標の複製、模倣又は翻訳であり、公衆を誤認させ、当該周知商標の権利者の利益を損なうおそれがあるときは、その登録は認められず、その使用は禁止される。
現行商標法第 13 条第 3 項と比較して、本改正では、「**中国で登録された**周知商標」を「周知商標」に改正した。

本改正より、周知商標のクロスクラス保護（区分を跨ぐ商標の保護）が更に強化されるようになった。権利者は、**中国で登録されていない**とも外国で周知商標として認められる商標の保護を求めることがある。ただし、周知性の認定は個別で必要に応じて行われ、実務上の立証水準は依然として高いことに留意が必要である。コアブランドについては、事前に中国で商標登録することが、依然として紛争コストを低減し確実な保護を得る最も確実な方法である。

悪意のある商標の不正取得に対抗するために、必須区分ではないが関連性の高い区分への出願に対するウォッチング頻度を高め、実効性のある対応を行うことが有効である。

3. 「動きのある商標」の追加

新商標法第 14 条には「自然人、法人又は非法人組織の商品を他と区別することができる標章であって、『文字、図形、アルファベット、数字、立体形状、色彩の組合せ、音、**動きのある商標**』等、並びに上記要素の組合せを含むものについて、商標登録を求めて出願することができる。」と明記されている。

「動きのある商標」を追加することにより、動画的または動的に提示される要素が商標として登録可能であることが明確になった。ただし、実務上は、動きのある商標の出願には識別力のある動きの特徴を示す動画データまたは連続コマ見本、並びに動きの効果を説明した書面の提出が原則的に必要となる。

また新商標法第 18 条において、機能的な動きについては登録対象から除外する規定が設けられている。すなわち、商品自体の性質から生じる動き、技術的效果を実現するために不可欠な動き、または商品に実質的な価値を付与する動きについては商標として登録が認められない。

アプリ起動時のアニメーション、映像コンテンツのオープニング、映像制作会社のオープニング動画などは、今回より正式に登録可能な商標要素の対象となった。

4. 登録商標の不適切な使用の規制

近年、「悪質商標」に関する消費者からの苦情が後を絶たない。事業者が商標を商品特徴と偽装し、商標の使用を通じて消費者を誤認させる虚偽広告として利用する事例が相次いでいる。例えば、登録商標「手作り」を付した麺類が実際には機械製造であるケース、登録商標「120W」を記載した充電器が表示された電力仕様を満たしていないケースなどが挙げられる。

こうした状況を受け、国家知識産権局（CNIPA）は公衆に商品の機能・用途・原材料などの特徴、または役務の内容などの特徴について誤認を生じさせる商標に対する登録拒絶、職権による無効宣告を実施するとともに、公式サイトに「悪質商標」に関する発表窓口を開設している。

もちろん、規制の対象は悪質商標のみに限られない。実務上「不適切な商標使用行為」は大きく複数類に存在する。具体的には、登録商標と明らかに一致しない使用、誇張・歪曲した使用、標章の識別性を大幅に変更し出所混同を生じさせる使用、登録商標を利用し虚偽・誤認を与える商業的イメージを作出する使用などが該当する。商標の実際の使用態様は、登録時に認可された内容と一致していなければならない。

新商標法に立ち返ると、同法第 56 条は商標の不適切使用を独立した規定として定めている。同条では、期限を定めた是正命令を発出できるほか、違法売上高が 5 万円を超える場合は違法売上高の 5 倍以下、違法売上高が 5 万円未満または売上高が存在しない場合は 25 万円以下の罰金を科す旨が規定されている。期限内に是正が行われなかった場合、当該商標登録は抹消される。

5. 不使用商標に対する職権取消制度の導入

現行商標法の規定によると、3 年不使用による登録抹消を請求できる対象は第三者に限られ、商標局は当該請求を受動的に受理するのみである。誰からも抹消請求が提出されない場合、長期間不使用の休眠商標が抹消されないというのが現状である。

新商標法第 57 条では 2 つの並行ルートが定められた。従来のような第三者からの請求だけでなく、国家知識産権局が職権による抹消を行えることが、明確化された。

本改正は、国家知識産権局が特定の状況下において休眠商標や識別力を喪失した商標を自ら整理するための明確な法的根拠を提供するものである。

長期間使用実績のない商標、又は普通名称になった商標については、第三者からの抹消請求がなくても、職権による登録抹消の対象となり得る。

一方、中国国内の商標登録総数が膨大であることを考慮すると、国家知識産権局が大規模かつ恒常的な職権による抹消手続きを実施する実務的可能性は低いと見込まれる。

本改正より、制度的な抑止力を形成し、登録されても、使用されていない商標について抹消リスクが存在する状況を制度化又は常態化することで、休眠目的の商標登録に対し持続的な規制圧力を作用させる。

6. 悪意による商標出願行為への規制強化

現行商標法第 4 条では、使用意思のない悪意の商標出願について登録を拒絶する旨が定められている。

新商標法第 19 条では、「使用を目的としない」悪意出願の判断基準を、「**正常な事業運営上の需要を明らかに超える**」という客観的な基準へ改めた。新商標法第 54 条では、代表的な悪意出願行為に対して警告および最大 10 万元の罰金を科す規定が新設された。

今回の改正は、実務上の商標ストック保持や先取り（スコッティング）の取締りを強化する。一方、「正常な事業運営上の需要を明らかに超える」という基準に関する明確な規定は存在しておらず、合法的な防御的・先行的商標出願が誤って処罰の対象となるかどうかについては、今後の司法実務の動向を注目する必要がある。

7. 損害賠償に係る 3 年間不使用抗弁の起算時点

新商標法第 78 条によると、商標侵害訴訟において、被疑侵害者が当該商標に対する不使用抗弁を提出した場合、人民法院は商標権者に対し、**被疑侵害行為発生前** 3 年間における当該商標の真正な商業的使用実績に関する証拠の提出を命じることができる。商標権者が当該 3 年間の実際の使用を立証できず、又は侵害により被ったその他の損失を立証できない場合、被疑侵害者は賠償責任を負わないものとされる。

本条は改正草案に記載されていた「訴訟提起前」という文言を「被疑侵害行為発生前」に修正したものである。この改正は、侵害発生後から訴訟提起までの期間に、商標権者が損害賠償請求のみを狙いとした形式的な商標使用を構成する事態を防止することを目的とする。

今回の改正により、商標権者に対して実際の使用の立証義務が強化され、真正な商業的使用を欠ける休眠商標の権利者による悪意の損害賠償請求を抑制する効果が期待される。

ご不明な点などございましたら、お気軽に mailbox@china.patents.jp までお問い合わせください。

中国商標弁理士： 趙 雷
中国弁理士・弁護士：王 彦慧